

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月 3日

経理責任者  
独立行政法人国立病院機構  
横浜医療センター 院長 工藤 一大

## 1. 調達件名

### 1. 精白米(平成24年産 コシヒカリ)

## 2. 競争見積参加に必要な資格

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、「物品の販売」において「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ競争参加資格を有する者。  
但し、登録資格の停止を受けている期間は参加出来ません。

## 3. 契約条項、入札書及び仕様書等を交付する場所及び期間

場所: 国立病院機構横浜医療センター 企画課契約係  
期間: 平成24年10月3日(水)～10月22日(月) 平日9時～17時

## 4. 競争入札書提出の場所及び開札

場 所: 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター 企画課契約係  
提出期限: 平成24年10月22日(月)17時00分  
開札日時: 平成24年10月23日(火)13時00分(院内会議室)

## 5. 契約期間・場所

場所 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター  
期限 平成24年11月1日～平成25年4月30日

## 6. 競争入札の概要

### 1) 入札方法

4. の場所及び期間までに3. の入札書を提出して頂きます。

入札書には日本円により、1. の調達件名に係る諸費用をすべて含めた価格での提示をお願い

出方法は持参、郵送とし、ファクシミリ、電子メールその他の方法を認めません。

開札実施中の当院事務室への入室は、一業者当たり1人です。事務室内での業者間の会話及び携帯電話の使用はご遠慮下さい。

### 2) 入札書の無効

次の入札書については、無効となりますから、提出の際は十分に確認をお願いします。

①添付された等級決定通知書又は登録通知書の写しが指定した等級以外のものであるもの。あるいは添付されていないもの

②入札年月日、法人名称・住所(支店・営業所の場合は同名称・住所)、代表者職氏名の記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの

③入札金額が訂正してあるもの及び不正確なもの

④3. の仕様書に掲げる仕様を充たしていないもの、相違するもの又は記載のないもの

⑤複数の入札書を提出した場合は当該入札書の全部

⑥入札書の積算に誤りがあるもの

### 3) 契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者(複数の場合は入札額に従い交渉順位を付す。又、同価額の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。)とし、契約価額を交渉により決定します。第一交渉権者には、第一順交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知します。第一交渉権者との交渉が不調となった場合、恐れ入りますが、事前に企画課契約係までお越し頂き、「契約交渉者名簿」に貴社名称、契約予定が支店営業所となる場合は同名称、交渉出席者の氏名及び捺印をお願いします。なお、交渉出席者が貴社の代表権を有していない場合には、3. の様式で示した「委任状」の提出をお願いします。

なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなる

- ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合
- ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合  
(契約後に談合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。)
- ③交渉を拒否した場合(「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。)
- ④整然・平穏たる交渉を破った場合
- ⑤通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合(その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当)
- ⑥交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑦当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明出来ない場合
- ⑧当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- ⑨交渉開始日から起算した10日以内に契約価額が決定しなかった場合以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い順次交渉日時を通知しますが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示します。

又、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。但し、上記①～⑤に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意ください。

### 4) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から5日間以内をお願いします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんので宜しくをお願いします。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受け出来ませんので併せてご承知おき下さい。

## 5) 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

## 6) その他

照会先: 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター 事務部企画課契約係 飯田  
電話: 045(853)8373

なお、照会内容はこの「お知らせ」の調達に直接関係する事項のみとし、例えば国立病院機構の概要といったもの等には応じかねます。